

居宅介護支援重要事項説明書

< 年 月現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当 大 森 康 一 (おおもり こういち)
電 話 0428 - 20 - 2631

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	大洋園居宅介護支援事業所
所在地	東京都青梅市河辺町9丁目9番地の25
介護保険指定番号	居宅介護支援 (青梅市指定 1372800316)
サービスを提供する地域	青梅市(御岳山を除く)

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

従業員の職種		職務内容	常勤	非常勤	人員数
管理者 兼 ケアマネジャー	大森 康一	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名		管理業務 居宅サービス計画作成
ケアマネジャー	廣瀬 徳也	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名		居宅サービス計画作成
ケアマネジャー	渋川 秀子	介護支援専門員 介護福祉士	1名		居宅サービス計画作成
ケアマネジャー	佐藤 麻紀子	介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士	1名		居宅サービス計画作成

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～土(祝祭日を含む) * 日曜日・12月29日～1月3日は休業
営業時間	9:00～17:30
緊急連絡先	TEL 0428-20-2631 * 夜間携帯に転送されます 携帯 090-5203-7030

(4) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者に対して、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用される方々が安心して安全に在宅生活を送れるよう、専門性を発揮し、様々な社会資源を活用します。また、自らの生き方を自己決定でき、家族負担の軽減が図れるよう支援してまいります。

3 居宅介護支援サービスの実施について

居宅介護支援業務の実施	指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
居宅サービス計画の作成について	<p>①利用者の居宅へ訪問、利用者及びその家族との面接により、利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。</p> <p>②利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。</p> <p>③介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。</p> <p>④介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示は行いません。</p> <p>⑤介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。また、利用者またはその家族は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。</p>
サービス実施状況の把握、評価について	<p>①介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>②上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するとともに、結果を記録します。</p> <p>③介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。</p> <p>④介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。</p>
居宅サービス計画の変更について	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を手順に従って実施します。
給付管理について	事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

4 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。そのために以下の対応をお願いいたします。

<p>①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。</p> <p>②入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。</p> <p>③利用者が入院した際には速やかに、その旨担当介護支援専門員へのご連絡をお願いいたします。</p>
--

5 その他、居宅サービス提供において

課題分析の方法	包括的自立支援プログラム
研修の参加	資質向上のため必要な研修に定期的に参加
会議等の実施	各委員会・会議・研修等の実施
介護支援専門員の変更	担当介護支援専門員の変更希望あれば対応可能

6 利用料金

(1) 利用料

利用料金については、大洋園居宅介護支援契約書別紙のとおりです。

(2) 交通費

2(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は介護支援専門員が訪問するための交通費や駐車料金の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合は次の額を請求します。

事業所から、通常事業の実施地域を越え1km毎に 30円

(3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払い方法

料金が発生する場合は、月ごとの清算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>①事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>②また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>③事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>①事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。また、管理する情報については、契約終了後、2年間保管します。</p>

8 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。緊急時は、夜間でも相談を承ります。

担当 大洋園居宅介護支援事業所 TEL 0428-20-2631(夜間携帯に転送されます)
携帯 090-5203-7030

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含め検討会議を実施し検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、より良いサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 青梅市

担 当 介護保険課 TEL 0428 - 22 - 1111

東京都国民健康保険団体連合会

担 当 介護相談指導課 TEL 03 - 6238 - 0177

9 事故発生時の対応について

(1) 当事業所の居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要に応じて対応していきます。また、賠償すべき事故の場合は、当事業所が加入する損害保険会社の調査が完了した後、その損害賠償を行います。

10 ハラスメント行為への対応について

利用者及びその家族等が、事業者やその他の関係者等に対して、故意に常識を逸脱したハラスメント行為をおこなった場合は直ちに契約を解除し、然るべき機関へ相談、報告いたします。

身体的暴力(例)	・たたく・蹴る・唾を吐く・ひっかく・つねる・物を投げる ・飲食を強要する・手を払いのける
精神的暴力(例)	・大声で怒鳴る・威圧的な態度で文句を言い続ける・刃物をちらつかせる ・「これくらいやれ」と理不尽なサービスを要求する・無断で写真や動画を撮影したり、SNSに投稿する・電話やメール等の連絡に応じない(無視する) ・不必要な電話を頻繁にかけ、長時間拘束する ・土下座や謝罪を強要する・利用料金を滞納、「請求してこない事業所に問題がある」と支払いを拒否する ・過度に不衛生な場所への訪問を強要する ・ペットを放し飼いにする(業務に支障が出る場合)
セクシャルハラスメント(例)	・必要もなく手や腕、身体をさわる・抱きしめる・ヌード写真を見せる ・卑猥な言動を繰り返す・自宅の住所や連絡先を何度も聞いてくる ・ストーカー行為・アダルトグッズ等を目の見える場所に置いておく ・訪問時に部屋に鍵をかける・容姿や身体的特徴について発言する ・常識の範囲を超えて接近する

11 当法人における実施事業 (営業所数)	(1) 訪問介護	(1ヶ所)
	(2) 通所介護	(4ヶ所)
	(3) 短期入所生活介護	(3ヶ所)
	(4) 居宅介護支援	(3ヶ所)
	(5) 認知症対応型通所介護	(2ヶ所)
	(6) 認知症対応型共同生活介護	(1ヶ所)
	(7) 小規模多機能型居宅介護	(1ヶ所)
	(8) 介護老人福祉施設	(3ヶ所)
	(9) 地域包括支援センター	(1ヶ所)
	(10) その他これに付随する事業	

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

<事業者>

所在地 東京都青梅市河辺町9丁目9番地の25

名称 社会福祉法人 一石会
大洋園居宅介護支援事業所

説明者 ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 ⑩

身元引受人 住所

氏名 ⑩